

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
第1編 共通編									
総則									
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	・SI単位と非SI単位との数値が異なる場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事業である場合に確認できる資	1-1-24	・特定建設資材の分別解体等及び再資源化
1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-20	・工期変更	1-1-4	・請負代内訳証、工程表	1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策
1-1-6	・詳細な施工計画書	1-1-6	・施工計画書の記載内容の省略	1-1-23	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-6	・着手前に対し施工計画書(当初・変更)	1-1-37	・履行報告
1-1-12	・工事専用等の復旧方法	1-1-18	・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書	1-1-29	・電子化の範囲等	1-1-7	・詳細な施工計画書	1-1-40	・地下埋設物等を発見した場合
1-1-17	・調査・試験に対する協力	1-1-18	・工事の一時中止	1-1-35	・定めのない工種の施工管理	1-1-15	・施工計画台帳(低入札の場合)	1-1-44	・環境への影響が予知された又は発生した場合
1-1-18	・支給材料及び貯品の引渡場所及び返還	1-1-23	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-40	・地下埋設物等に損害を与えた場合の修補	(当初・変更)	1-1-45	・文化財を発見した場合	
1-1-22	・工事現場発生品の引渡し場所	1-1-25	・工事材料の品質を証明する資料	1-1-44	・廃ガス対策を仕様できない場合	1-1-48	・官公庁との交渉等の内容		
1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合	1-1-40	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-54	・発明又は考案した場合の出願願及び権利の帰属等	1-1-52	・創意工夫等に関する資料		
1-1-32	・修繕の必要があると認めた場合		・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用			1-1-54	・業務の遂行により発明又は考案したとき		
1-1-33	・工事の出来高に関する資料の作成	1-1-49	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合			1-1-56	・臨機の措置を講じた場合の内容		
1-1-36	・工事検査に必要な仮設物の存置	1-1-50	・用地幅員、測量標及び多角点等の移設						
1-1-40	・地下埋設物の処置								
1-1-43	・事故報告書の提出期日								
1-1-44	・環境への影響が予知され又は発生した場合								
1-1-45	・文化財を発見した場合の処理								
1-1-48	・関係官庁への手続きが困難な場合								
1-1-50	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合								
1-1-51	・測量標及び多角点を設置するための基準点								
	・提出書類の書式等に定めのない場合								
材料									
2-1-2	・工事材料	2-1-2	・指示された工事材料	2-1-1	・環境負荷低減に資する物品等の使用	2-1-2	・監督職員が指示する工事材料の見本又は資料(使用前)	2-7-1	・アルカリ骨材反応抑制対策の方法及び使用した骨材の試験結果
2-1-3	・工事材料の試験及び検査	2-6-3	・JIS及び土木学会基準に適合しない混和材料を使用する場合	2-4-11 及び 2-6-1	・セメントに高炉セメントB種以外を使用する場合				
施工共通事項									
3-2-2	・工事記録の提出	3-3-2	・誤って仕上げ面を超えて発破を行ったときの修復工法	3-2-2	・標準点及び水準点の移設	3-2-2	・工事記録	3-2-2	・架空線等上空施設の現地調査結果
3-10-2	・養生期間	3-3-3	・水中盛土の気泡及び材料等	3-3-1	・工事目的物に影響する湧水が発生した場合	3-3-3	・移設した基準及び水準点の成果図	3-3-1	・観測記録
		3-3-7	・誤って仕上げ面を超えて発破を行ったときの修復工法		・設計図書に伐開物の処理及び除去作業区分が示されていない場合	3-3-5	・盛土方法が設計図書に示されていない場合の施工方法	3-3-2	・湧水発生により行った応急処置
		3-3-8	・受入れ地の地形が実測困難な場合		・設計図書に表土の運搬場所が指定されない場合	3-3-8	・オーブンケーンが設計図書に示す深さに達したとき、底面の支持地盤条件が設計図書を満足していることが確認できる資料	3-3-3	・崩落、地すべり等が生じた場合又はその恐れがある場合の措置
		3-4-2	・杭先端部の球根形状	3-3-2	・土質の著しい変化及び予期しない埋設物を発見した場合	3-4-8	・受入れ地の地形を実測した資料	3-4-2	・鋼杭の溶接結果
		3-4-3	・遮へいした場合等の溶接作業		・前落、地すべり等が生じた場合、又は、そのおそれがある場合の対処方法	3-4-1	・実測に代わる資料	3-5-4	・植物が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果
		3-4-6	・設計図書に示す筋鉄加工、組立、継手以外の場合		・基礎地盤の支持力が得られない場合等	3-4-2	・埋込み工法における支持層の確認結果	3-6-3	・芽苗不良箇所が生じた場合の原因調査及び再施工の結果
		3-5-5	・減圧沈下を併用する場合		・杭基礎工事における支持層の確認書の写し	3-4-2	・接合部の資格証明書の写し		
		3-7-3	・鍛石積(張)の工の合端のモルタル目的		・発破施工時の防護柵等が設計図書に示されていない場合	3-4-3	・床掘完了後の杭頭部の杭径確認写真		・芝が枯死場合の原因調査及び再施工の結果
		3-7-7	・計画配合の修正等が必要な場合		・盛土の洗削等が生じる場合	3-6-6	・アシカー定着部位置の確認結果		
		3-7-7	・全塗化物イオン量の許容値を0.6kg/m ² 以下とする場合		・地盤の洗削又は滑動等が生じるおそれがある場合の処理方法	3-7-2	・製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料	3-7-9	・アルカリ骨材抑制対策の方法
		3-7-12	・伸縮縫目地の材質等が設計図書に示されている場合		・踏み固め工法における支持層の確認結果	3-9-4	・ガス圧接部の欠陥による外観検査及び路盤面に異常を発見した場合		
		3-9-2	・鉄筋配置の施工における形状保持当を目的とする鉄筋やアンギル等の骨設物を本体構造物に残置する場合		・沈下等の有害な現象があった場合の処理方法	3-8-2	・JISマーク表示確認書のレディ・シートにクリートを用いることが困難な場合	3-11-4	・路盤面に異常を発見した場合
		3-9-3	・コンクリート製等以外のスペーサを用いる場合		・盛土基盤地盤に支持力が得られない場合又は均等性に疑問がある場合	3-7-3	・CBRを満足しない場合		
		3-9-4	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法		・地盤の洗削又は滑動等が生じるおそれがある場合の処理方法	3-8-2	・「特定調達品目」の合板型枠を使用する場合に、要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真	3-13-5	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合
		3-9-5	・ガス圧接部の欠陥による指定の検査により難い場合		・踏み固め工の継固め基準を確保できない場合の処理方法	3-9-3	・「特定調達品目」の合板型枠を使用する場合に、要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真	3-13-6	・配合試験と一輪圧縮試験による目標強度の結果
		3-10-1	・遮延材、流動化材を使用する場合		・踏み固め工の継固め基準を確保できない場合の処理方法	3-9-4	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法	3-20-7	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合
		3-10-2	・特殊な混合剤を使用する場合		・法面の安定を欠く場合及び方面的不陸を招くおそれのある場合	3-10-1	・圧接工の名簿及び写真		
		3-10-3	・コンクリートを静水圧中外に打ち込む場合		・不陸を招くおそれのある場合		・地下埋設物を発見した場合		

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
	<p>3-10-4 海水の作用を受けるコンクリートの打継目</p> <p>3-11-3 下層路盤の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合</p> <p>セメント及び石灰量</p> <p>一輪圧縮試験の省略</p> <p>セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度</p> <p>過去の実績又は定期試験による試験結果報告書</p> <p>安定処理工の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合</p> <p>混合物排出時の温度</p> <p>気温が指定温度以下のとき及び雨天時の施工</p> <p>瀝青材料の品質表明</p> <p>暑中、寒中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法</p> <p>安定剤の試験成績書</p> <p>使用的する安定剤の添加量及び土のCBR試験結果</p> <p>紛糾の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合</p> <p>気温が5°C以下のとき及び雨天時の施工</p> <p>薬液注入施工に伴う現場責任者</p> <p>薬液注入の工法及び材料</p> <p>漏水処理施設を設置する場合の漏水処理施設設計図書等</p> <p>試験結果より漏水対策を講じる必要がある場合の方法</p>	<p>構造物等を発見した場合の対策等</p> <p>湧水等の規模が大きく床板が困難な場合の施工方法</p> <p>設計図書に示す断面を超えて既設構造物等を切削する場合</p> <p>水中埋戻しを行う場合の施工方法</p> <p>埋戻し用土に有害物を含む場合</p> <p>指定場所以外に建設発生土を処分する場合の処分方法等</p> <p>受入れ側の施工条件について設計図書に示されていない場合</p> <p>試験杭が十分な情報が得られない場合の施工方法</p> <p>杭が破損、わん曲等が発生したとき又は打ち込み傾斜の著しい場合</p> <p>打ち込み不能又は指定の支持力に達しない場合の処置方法</p> <p>土質状況等により設計図書により難い場合</p> <p>設計図書に示されていない場合の溶接の個数及び箇所</p> <p>杭径が日本規格管理基準を満たさない場合の補修方法</p> <p>沈下下に隙間火薬類を使用する必要が生じた場合における設計図書</p> <p>著しく沈下が困難な場合の処理方法</p> <p>矢板が入らない、あるいは破損及び打ち込み傾斜の著しい場合</p> <p>排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法</p> <p>湧水が発生した場合の施工方法</p> <p>伸縮地帯、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合</p> <p>周辺地盤、アンカーリング地盤に影響がある場合</p> <p>削孔が可能となった場合の処置方法</p> <p>コンクリート使用量が少量で共通仕様書に示されていない場合</p> <p>トラックアシテータ以外を使用する場合</p> <p>練り混ぜから打ち終わるまでの時間が規定する時間を超える場合</p> <p>表3-7-2に示していないセメントを使用する際の湿润養生期間</p> <p>設計書に示されていない打継目を設ける場合</p> <p>流用当により認証マークが確認できない場合</p> <p>鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合の処置方法</p> <p>路床及び路盤面に異常を発見した場合の処理方法</p> <p>瀝青材料の加熱温度</p> <p>路盤面に異常を発見した場合の処置方法</p> <p>路盤面に異常を発見した場合の処置方法</p> <p>防護柵の設置位置に支障がある場合又はしめされていない場合</p> <p>金具類の規格及び塗装等が設計図書に示されていない場合</p> <p>改良工法、改良材、投入量の変更を行う場合</p> <p>所定のCBRを満足しない場合の処置方法</p> <p>施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法</p> <p>施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法</p> <p>地下埋設物を発見した場合の対応方法</p> <p>掘削面に異常を発見した場合の処置方法</p> <p>復旧する耕土厚の確保が困難となった場合</p> <p>発生土が再利用に耐えない場合の処置方法</p> <p>発生材が再利用に耐えない場合の処置方法</p> <p>発生材が再利用に耐えない場合の処置方法</p> <p>発生材が再利用に耐えない場合の処置方法</p> <p>発生材が再利用に耐えない場合の処置方法</p> <p>境界杭の設置が設計図書に示されていない場合</p> <p>隣地地権者との間にトラブルが生じた場合</p> <p>境界杭が設計図書に示す深さに埋設</p>	<p>の資料</p> <p>・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料</p> <p>・瀝青材料の品質表明</p> <p>・安定剤の試験成績書</p> <p>・CBR試験結果</p> <p>・薬液注入に伴う現場責任者の経験書</p> <p>・注入の効果が確認できる資料</p> <p>・仮設工の施工計画書</p>						

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				3-19-3	できないとき ・鋼矢板及びH鋼杭の引き抜き後、地盤に変化が生じた場合				
第2選 工事別選ほ場整備工事									
		1-2-2	・石様の処理を地区外に処理する場合	1-2-2	・計画以外の場所で排水及び湧水処理を使用する場合行う必要が生じた場合				
				1-3-4	・暗渠排水の効果が阻害されるおそれがある場合				
				1-4-5	・取水口及び分水施設が現地と適合しない場合				
				1-4-6	・樹、管渠、呑口、吐口が現地と適合しない場合				
農地造成工事									
				2-3-1	・計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるときの処理方法	2-5-1	・土壌改良材の保証率	2-3-1	・計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるとき
				2-3-2	・伐開物の処分方法 ・設計図書に抜根及び排根の集積場所及び処理方法が示されていない場合 ・岩盤又は軽石等、不適当な土質、多量の湧水が出現した場合				
				2-5-1	・設計図書に雜物及び石様の処理方法が示されていない場合				
農道工事									
3-13-2	・側溝設置による勾配	3-8-5	・指針の規定以外の施工方法による場合	3-3-1	・路床面の支持力が得られない場合 又は均等性に疑問がある場合				
3-14-3	・区画線の施工場所、施工方法 施工種類	3-9-2	・自由勾配側溝の底版コンクリート厚さが設計図書により難い場合	3-6-6	・盛土及び壁面材に異常な変異が観測された場合				
		3-14-3	・規定の品質以外の反射シートを用いる場合	3-8-5	・設計図書に示された据付勾配により難い場合				
				3-9-2	・設計図書に示された水路勾配により難い場合 ・軟弱地盤が出現した場合の施工方法 ・コルゲートブリュームのあげこしを行う必要が生じた場合の布設方法				
				3-9-4	・集水桿の高さ調整が必要な場合				
				3-9-5	・新たに地下水脈を発見した場合の対策				
				3-10-2	・アンカーピンの打ち込みが岩盤で不可能な場合 ・落石防止網が設計図書に示す設置方法により難い場合				
				3-14-3	・標識の設置において障害物がある場合				
				3-14-7	・設計図書に視線誘導標の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に距離標の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に道路線の設置位置が示されていない場合				
水路トンネル工事									
4-5-1	・支保工の間隔	4-2-2	・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果	4-5-1	・掘削岩質分類表の変更 ・底版支保工が軟弱で沈下のおそれがある場合の沈下防止を図るための方法	4-2-2	・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果(検査時)	4-2-2	・施工中の異常及び支障を与えるおそれがある場合、又は災害防止の措置をとった場合
		4-5-1	・地山の部分的な突出で岩質が堅硬でかつ履工の強度に影響がないものを設計巻厚縮内に入れる場合 ・余掘が生じた場合の充電材料及び施工方法 ・逆巻き区間を千鳥以外の方法で抜き掘りする場合 ・鋼製支保工を使用する場合の加工図 ・鋼製支保工の曲げ加工で冷間加工以外の加工を行う場合		・支保工バーバーが地山条件により、より難い場合 ・金網工を使用する材料が湧水等により、これにより難い場合 ・吹付けコンクリートの湿式方法が湧水等により、より難い場合	4-5-1	・地質、湧水、その他自然現象、支保工、履工等の状況記録(請求) ・岩の分類の境界が現地と一致しない場合の確認資料(検査時) ・火薬取扱量、火薬取扱主任の経験書	4-5-1	・岩の分類の境界が現地と一致しない場合 ・支保工に異常が発生した場合
		4-5-2	・履工の施工時期 ・履工の型枠 ・鋼製移動式の型枠でのものを使用する場合 ・インバートの掘削で掘削線を越えて掘り過ぎた場合の処理方法及び充電材料	4-5-2	・履工のコンクリート打設に湧水がある場合 ・鋼製支保工以外の支保材料を設計巻厚縮内にされる場合の施工方法 ・計測の結果による履工コンクリートの打設時期				
				4-5-3	・裏込み注入、の注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等 ・設計図書に示す注入圧力に達しない				

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
水路工事									
		5-2-2	・伸縮縫目又は伸縮縫目の位置を設計図書の規定によらない場合	5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鉄筋の継手の施工方法	5-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	5-2-2	・暗渠工及びサイホン工の施工中の艇体沈下の観測結果
河川及び排水路工事									
		5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鉄筋の継手の施工方法	5-11-2	・設計図書に示す以外の打継目を施工する場合	6-7-1	・根固め工の施工で早期しない障害となる工作物等が現れた場合	6-7-3	・捨石工で捨石基礎に影響がある場合の施工方法
		6-9-1	・設計図書に定められていない仮締切を設置する場合	6-9-2	・基礎下面の土質が不適当の場合の処理 ・仮締切内に予期しない湧水がある場合の処置	6-9-6	・鋼構造物埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合		
管水路工事									
7-2-2	・管体及びゴム輪等の損傷を見た場合	7-2-2	・管番号を記載した管割図 ・布設にともない変更となった管割図	7-5-1	・急な緩急勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合	7-6-4	・据付の際、不適当な部材を見た場合	7-6-4	・接着剤の性質等に関する資料 ・管番号の製作図書 ・現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類
		7-6-4	・鋼管の製作図書					7-6-4	・管体及びゴム輪等の損傷を見た場合 ・管の接続後の点検結果 ・溶接部の判定記録
烟かん施設工事									
		8-9-3	・散水器具の承認図及び試験成績書等	8-9-1	・給水栓の設置が現地状況からより難い場合	8-9-2	・散水施設の設置が現地状況からより難い場合	8-9-3	・散水器具の承認図及び試験成績書等
フィルダム工事									
10-4-1	・風化岩等不良岩及び破碎帯、断層の処理	10-4-1	・過掘の処理に使用する埋戻材料及び施工方法	10-13-1	・閉塞工の施工時期	10-4-1	・設計図書に示す資料及び基礎地盤の確認に必要な資料	10-8-2	・堆設後、計器の作動状況の検査 ・観測器の動作確認
10-5-2	・基礎地盤からの湧水処理の方法 ・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合	10-5-2	・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合	10-13-2	・グラウチングトンネルの施工の詳細	10-5-2	・盛立材料の品質管理試験結果	10-9-3	・コンクリートの打込みで完了後、観測器の作動状況の検査
	・盛立材料が品質試験の結果から不適と認めた場合	10-8-1	・盛立ソーンの一部を先行して盛立てる場合、その範囲と形状等 ・遮水ソーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合の構造及び位置	10-8-4	・据付の際、不適当な部材を見た場合	10-8-2	・観測器の設置に係る諸結果		
10-8-1	・盛立材料の試験	10-8-2	・雨水の浸透を防ぐ措置 ・転圧機械を斜面付近でダム軸と直角方向に走行させた場合	10-9-3	・設計図書に示されていない打継目、又は施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合	10-9-3	・計器製造者の品質又は性能に関する資料 ・観測器の設置に係る諸結果		
	・基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は地盤が著しく変化した場合	10-8-4	・埋設計器の性能検査	10-11-1	・計量装置の検査結果 ・各孔ごとの注入時間、注入圧力及び注入量を記録した資料 ・水押し試験及び透水試験の記録				
	・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合	10-9-4	・設計図書に示されていない打継目、又は施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合						
	・湧水や流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法	10-11-1	・追加削孔の削孔位置 ・グラウチング用配管の配管方法 ・セメントミルクの製造方法及び輸送方法						
10-9-2	・コンクリート構造物がダム堤体に接する場合の処理方法		・水及びセメント等の計量方法 ・セメントミルク注入記録の整理方法						
10-9-4	・水平打継目の処理を行う時期		・追加グラウチングの追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等						
10-11-1	・基礎グラウチングの施工	10-13-1	・閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法 ・仮締切等からの漏水がある場合の処理方法						
	・削孔中に岩質の変化が認められた場合								
	・採取したコアの納入場所								
	・セメントミルク注入圧力及びセメントミルクの配合、切替え								
	・セメントミルク注入効果の判定を行いチェック孔の位置、方向、深度、及びその処理方法等								
コンクリートダム工事									
11-6-1	・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合	11-6-1	・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合	11-8-7	・断層の規模、位置が明確になった時点	11-6-1	・現場配合に関する資料、又は配合の修正が必要になった場合はその資料 ・計量装置の検査結果 ・ミキサの練混ぜ性能の試験結果	11-6-6	・セメントミルクの比重測定上所、時期の結果
11-6-2	・規定の配合とならないコンクリート等の破棄及び運搬場所		・現場配合に関する資料、又は配合の修正が必要となった場合はその資料						
11-6-5	・ハーフリフト高さについて	11-6-2	・打込みブロックの工程計画 ・コンクリートの打上がり速度						
	・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等の処置		・設計図書に示す以外の材齢でコンクリートを打継ぐ場合						
	・冷却完了後の外部配管等の撤去		・やむを得ずコードジョイントを設ける場合の施工方法						
	・継目グラウチングの注入中、異常を認めた場合の処理方法		・日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合						
	・注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去		・打込み温度が25℃以上になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合						
	・セメントミルクの比重測定場所、時期		・各リートの上面を排水のために勾配をつける場合						
			・打継目を長期間放置する場合の表面の保護等						
			・特殊な箇所で鋼製型枠以外の型						

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
			梓を使用する場合 ・型枠の組み立てが規定外の方法で行う場合 ・型枠取り外し後の処理方法 ・設計図書に示す冷却管以外のものを使用する場合 ・冷却管の設計計画図 ・冷却用設備の設計計画図 11-6-5 ・圧力計の検査及び設置箇所 ・充水用水槽以外を設ける場合 ・水及びセメントの計量方法 ・洗浄及び水押し試験、材料 ・継目グラウチングの注入開始 ・圧力計の記録方法 ・継目の動きを測定する計器の型式、規格、記録方法及び設置場						
PC橋工事事									
12-4-7	・鉛板の取付位置	12-3-2	・グラウトを普通ポルトランドセメント以外の材料で使用する場合	12-3-2	・PC鋼材の切断を機械的手法以外で行う場合	12-3-2	・緊張管理計画書	12-2-2	・輸送中の部材に損傷を与えた場合
12-4-8	・塗装が困難となる場合の塗装方法	12-4-8	・防錆材の使用	12-4-8	・塩分付着量の測定結果がNaCl150mg/m ² 以上となった場合の処置方法	12-4-8	・道路標示方所に基づく管理記録	12-3-2	・緊張管理計画書で示した荷重計の示度とPC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合
		12-5-3	・グースアスファルトの配合設計	12-5-3	・基盤面に異常を発見したときの処置方法	12-5-3	・配合が設計図書に示す品質が得られることが確認できる資料	12-4-1	・伸縮装置の据付位置
橋梁下部工事									
		13-4-4	露出した筋筋の防錆にモルタルペースト以外のものを使用する場合 (げ)以外の方法で行う場合 ・支承部の箱抜き施工を道路橋支承便覧の規定以外の場合	13-4-4	・支承部を箱抜きした状態で工事を完了する場合でモルタル仕上	13-2-2	・既設杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
頭首工事									
				14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合	14-2-2	・PC析等の輸送計画を記載した施工計画書		
機場下部工事									
				15-2-2	・関連工事と施工上競合する部分及び軽微な事項以外の調整 ・施工上支障となる基準点及び水準点の移設	15-2-2	・施工上支障となる基準点及び水準点の移設成果		
				15-4-1	・地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合の処理		・排水施設の設置に伴う揚水量、地下水位、地盤の沈下等の観測記録		
				15-4-6	・施設機械設備据付、各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜き及びアンカーカー金具埋設位置等(関係者)		・既設杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
地すべり防止工事									
16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後におりても湧水がない場合	16-8-2	・鉄筋の縦手を重ね縦手により難い場合 ・裏込注入圧力を低圧により難い場合	16-6-1	・集水井内部の換気方法等	16-2-2	・既設杭等の輸送計画を記載した施工計画書	16-2-2	・施工工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合
				16-7-2	・設計図書に示す設置位置及び深度であることが困難な場合	16-8-2	・孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことが確認できる資料	16-7-2	・掘削中の地質構造、湧水等の記録
				16-8-2	・土留工の施工がより難い場合		・グラウトの注入方法		・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後におりても湧水がない場合
PCタンク工事									
				17-2-2	・PCタンク完成後に水張り試験を行ふことがより難い場合				
				17-7-1	・歩廊工を設計図書に基づいて施工できない場合				
				17-7-1	・付帯設備工を設計図書に基づいて施工できない場合				
ため池改修工事									
18-3-8	・土質試験の試験項目	18-4-1	・使用する固化材の添加量	18-3-1	・雜物除去が完全にできない場合	18-3-8	・土質試験結果	18-4-2	・サウンディング試験等による現況地盤の確認結果
18-4-1	・浸透流出水のpH測定方法等	18-4-2	・セメント系ミルクの添加量		・設計図書に示されていない地表面等	18-4-1	・固化材による地盤改良の施工方法等を記載した施工計画書		
18-4-2	・浸透流出水のpH測定方法等	18-7-1	・使用する固化材の添加量	18-3-2	・現地状況により樹木の根等が除去できない場合	18-4-2	・セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法等を記載した施工計画書		
18-7-1	・浸透流出水のpH測定方法等			18-3-3	・地盤改良が必要となった場合		・ゲート及びバルブの承諾図書等(2部)		
				18-3-9	・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合	18-6-2	・ゲート及びバルブの完成図書(3部)		
				18-3-10	・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合	18-7-1	・泥土改良の施工方法等を記載した施工計画書		
					・湧水の排除方法				
					・コンタクトクレイを施工する場合の厚さ及び施工方法				
					・乾燥によるクラックが発生した場合の処理範囲				
					・固化材以外の改良方法を行う場合				
					・セメント系ミルク以外の地盤改良を行ふ場合				
					・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合				
					・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合				
推進工事									
		20-4-4	・推進工の刃口の製作図面	20-4-3	・推進中に推力が急激に変化した場合	20-4-3	・推進日報	20-4-3	・推進作業に異常が発生した場合
		20-4-5	・骨材及び裏込材		・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合の事後処理	20-4-4	・推進工の刃口の製作図面		・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				20-4-4 20-4-5 20-5-3 20-5-4	場合の事後の処理 ・推進上部の地上面上に異常を発見した場合の事後の処理 ・滑材等を注入中に変位を発見した場合の事後の処理 ・注入作業の実施時間 ・汚水及び処理水の処理が規定により難い場合 ・添加材及び骨材注入設備が設計図書により難い場合				

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	監督職員～提出	受注者保管	その他監督職員へ提出する必要が無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
①工事着手時	監督員通知書	-	第9条第1項	有				○	
	現場代理人等通知書	-	第10条第1項	有	○	○			経験書、実務経験証明書を添付する。
	工程表	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○			
	建設工事下請負通知書	-	第7条	有	○	○			
	建設業退職金共済組合証紙購入確認願	共仕1-1-55	-	有	○	○			提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	建設労災補償共済等確認願			有	○	○			提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	労働保険成立証明緒				○	○			
	工事カルテ受領書	共仕1-1-8	-		○	○			請負代金額500万円以上の場合提出する
	施工計画書	共仕1-1-6	-		○	○			軽微な場合の変更施工計画書は記載内容省略可。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共仕1-1-15	-	有	○	○			下請総金額3000万円以上の場合に提出する。(建設業法24条の7) (下請総額3000万以下であっても、作成することが望ましいとされている) 〔建設省建設経済局建設業課長通達、平成13年3月30日 施工体制台帳の作成等について(通知)〕
	施工体系図	共仕1-1-15	-	有	○	○			
	施工体制台帳(低入札価格調査)	共仕1-1-7	-		○	○			
	再生資源利用促進計画書 (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-23	-	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	再生資源利用計画書 (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-24	-	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	請負代金内訳書	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○			契約図書で規定された場合に提出する
	前払金請求書	-	第35条第1項		○	○			
②随時	設計図書の照査確認資料	共仕1-1-3	-		○	○			契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	設計図書の照査確認資料						○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共仕1-1-50	-		○	○			仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)				○	○			設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に報告する。
	工事履行報告書	共仕1-1-37	第11条	有	○	○			工事月報、定期報告書(月分)実施工程表、工事日報、工事写真を添付する。
	工事打合簿 (指示・協議・通知・承諾・提出・届出)	共仕1-1-2 共仕1-1-29		有	○	○			
	建設リサイクル法に基づく通知書	共仕1-1-24	-		○	○			建設工事に係わる資材の再資源化等に係わる法律第11条
	再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-23 共仕1-1-24	-	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	再生資源利用計画書(実施書) (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-23 共仕1-1-24	-	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	建設発生土搬出帳票	共仕1-1-23	-		○	○			
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共仕1-1-23	-		○		○		
	品質証明員通知書	共仕1-1-30(5)	-		○	○			
	品質証明書	共仕1-1-30(1)		有	○	○			
	工事材料(検査・確認)請求書	共仕1-1-26	第13条第2項	有	○	○			
	材料品質証明資料	共仕1-1-25			○	○			
	工事材料搬出承諾願	-	第13条第4項	有	○	○			
	(材料調合・施工)立会請求書	共仕1-1-26	第14条	有	○	○			

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	監督職員～提出	受注者保管	その他監督職員へ提出する必要が無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
安全管理	工事(材料調合・施工)通知書	共仕1-1-26	第14条	有	○	○			
	ダンプトラック管理表	共仕1-1-46	-	有	○	○			
	建設発生土搬出量等管理表			有	○	○			
	出鉱証明書	共仕1-1-58	-	有	○	○			
	工事の(全部・一部)一時中止について	共仕1-1-18	第20条	有				○	
	工事の(全部・一部)一時中止の(全部・一部)再開について			有				○	
	工期延長請求書	共仕1-1-20	第22条	有	○	○			変更工程表を添付する
	工期短縮請求書		第23条	有				○	
	協議開始日通知書		24条、25条、第26条、31条	有				○	
	請負代金額変更請求書		第26条	有				○	
	関係官公庁協議資料	共仕1-1-48	-		○	○			関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)
	段階確認書	共仕1-1-26 共仕1-1-29	-	有	○	○			・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要。
	確認・立会書	共仕1-1-26	-		○	○			
	休日、夜間作業届	共仕1-1-49	-		○	○			週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要(現道上の工事を除く)
	臨機措置通知書	共仕1-1-56	第27条	有	○	○			
	天災その他不可抗力による損害通知書	共仕1-1-53	第30条	有	○	○			別紙 被災内訳及び内容確認書を添付する
	天災その他不可抗力による損害確認通知書			有				○	
	天災その他不可抗力による損害額請求書			有	○	○			
	第3者に損害を与えた場合の回避可決の判断資料	共仕1-1-44	-		○	○			
	使用する建設機械の資料	共仕1-1-44	-		○	○			排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、提出する
	工事目的物の(全部・一部)使用承諾書	共仕1-1-36	第34条1項	有	○	○			部分使用がある場合に提出する
	指定部分引渡書		第39条	有	○	○			
	解除通知書		第46条、第47条、第48条、第48条2、第50条、第51条	有					
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共仕1-1-52	-	有	○	○			高度技術・創意工夫を実施すれば提出できる
	安全管理安全教育訓練実施資料	共仕1-1-40	-		○		○		実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要
	火薬類の使用計画書	共仕1-1-41	-		○	○			
	工事事故速報	共仕1-1-43	-	有	○	○			事故が発生した場合に提出する
	工事事故報告書		-	有	○	○			事故が発生した場合に提出する
工事検査	支給品貸与品	共仕1-1-21	第15条		○	○			
	支給品精算書有			有					
	支給材料及び貸与品要求書			有	○	○			支給品がある場合に提出する。
	支給材料引渡通知書			有					
	支給材料受領書			有	○	○			支給品を受領した場合に提出する。
既済部分検査	現場発生品調書	共仕1-1-22	-	有	○	○			現場発生品がある場合に提出する。
	工事完成図	共仕1-1-28	-		○	○			
	完成通知書	共仕1-1-32	第32条						
	引渡書	-	第32条						
	電子納品成果物(CD)	共仕1-1-29							
修補関係	請負工事既済部分確認請求書	共仕1-1-33	第38条2項	有	○	○			
	出来高内訳書				○	○			
	出来高図、数量計算書				○	○			
	部分払込請求書				○	○			
	中間前払込請求書	共仕1-1-33	第35条2		○	○			
書類	修補完了報告書	共仕1-1-32	第32条6項	有	○	○			
	修補請求書	共仕1-1-32	第45条	有				○	

※様式は、沖縄県農林水産部工事監督要領様式集を参照すること